

徳島わくわく移住支援事業プラス実施要領

（趣旨）

- 第1 徳島県と県内市町村が共同して実施する徳島わくわく移住支援事業プラスに関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

（事業の実施）

- 第2 徳島県内における移住・定住の促進及び地域や企業等の人材確保に資するため、徳島県と県内市町村が共同して、本事業を実施する。

（各事業の概要）

- 第3 本要領に定める徳島わくわく移住支援事業プラスの概要は、以下のとおりである。

1 移住支援事業

（1）移住支援金

徳島県が行う「徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業実施要領」に基づく、マッチング支援事業又は創業支援事業と連携し、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県をいう。以下同じ。）から移住して就業又は創業しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、徳島県と居住地の市町村が共同して移住支援金を支給する。

（2）就職応援金

大阪圏内の大学又は大学院を卒業・修了して、徳島県内の企業等に就職し、県内に移住しようとする者が就職応援金の支給要件を満たす場合に、徳島県と居住地の市町村が共同して就職応援金を支給する。

（移住支援事業）

- 第4 移住支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

徳島県は、事業の制度設計・全体管理を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金又は就職応援金（以下「支援金」という。）の申請受付・要件確認、支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

（1）支援金の支給

市町村は、申請時において、①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤のいずれかの要件を満たす就職又は創業をした者の申請に基づき、⑥に定める方法により、以下のとおり支給する。

【移住支援金】

単身の場合：30万円/世帯

2人以上の世帯の場合：50万円/世帯（18歳未満の世帯員を帯同している場合、18歳未満の者1人当たり最大50万円加算）

※申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の方を帯同していること

【就職応援金】

30 万円/人

①移住等に関する要件

【移住支援金】

次に掲げる（ア）、（イ）及び（カ）に該当すること。ただし、2人以上の世帯の場合については、加えて（ウ）も満たすこと。

【就職応援金】

次に掲げる（エ）、（オ）及び（カ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件【移住支援金】

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、大阪圏に在住し、同圏内の事業所等へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、大阪圏内に在住していたこと。
- c ただし、大阪圏に在住しつつ、同圏内の大学等へ通学し、同圏内の企業等へ就職し、通勤した者（雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間の修業年度を上限（高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件【移住支援金】

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 令和7年4月1日以降に徳島県に転入したこと。
- b 徳島県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）【移住支援金】

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- c 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県において移住支援事業の詳細が公表された後に、転入したこと。
- d 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- e 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（エ）移住元に関する要件【就職応援金】

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学又は大学院の卒業・修了年度において、大阪圏内に本部がある大学等の同圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了しているこ

と。

- b 住民票を移す直前に、連続 1 年以上、同圏内に在住していること。

(オ) 移住先に関する要件【就職応援金】

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 令和 7 年 4 月 1 日以降に徳島県に転入したこと。
- b 徳島県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。
- c 就職応援金の申請時において、卒業・修了日から 1 年以内かつ就業開始日から 1 年以内であること。
- d 移住先の市町村に、就職応援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(カ) その他の要件【移住支援金及び就職応援金】

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 徳島県が新次元・とくしま医療人材確保・養成対策事業で実施する「医師・看護職員を対象とした移住支援金」の支給を受けていない者で、今後も受ける予定がないこと。
- d 徳島県又は申請者の居住する市町村が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- e 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、徳島県及び市町村が認める場合を除く。

②就業に関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が徳島県に所在すること。
- b 就業先が、「徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業実施要領」第 5 の 2 (1) に基づき開設したマッチングサイト「ジョブナビとくしま」に徳島県が支援金の対象として掲載している求人の対象法人等（以下「支援金対象法人等」という。）であること。
- c 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- d 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて支援金対象法人等に就業していること。
- e 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記 (b) の求人が支援金の対象とし

て掲載された日以降であること。

- f 当該法人等に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が徳島県に所在すること。
- b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- c 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④本事業における関係人口に関する要件

徳島県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、市町村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 市町村において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。
- (イ) 地域の基幹産業である農林水産業に加え、地域において、担い手確保が困難かつ必要性・緊急性の高い業種（保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光、その他地域の実情に応じて必要な職種）、家業等への就業要件が設定されていること。ただし、上記の就業に加えて、地域資源の活用や維持管理等の地域の取組への参加も認める場合には、徳島県と協議の上、設定すること。

⑤創業に関する要件

支援金申請日から1年以内に、「徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業実施要領」第7に定める創業支援事業に係る創業支援補助金の交付決定を受けていること。

⑥申請・支給方法

(ア) 申請

支援金の申請者は、移住先の市町村が定める申請に必要な書類を移住先の市町村に

提出するものとする。

(イ) 支給方法

市町村は、(ア)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤のいずれかの要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書を交付し、支援金を支給するものとする。

(2) 支援金の返還

市町村は、支援金の支給を受けた者の居住を、支援金の申請日から5年間確認することとし(就業を伴う移住の場合には、支援金の申請日から1年間支援金の要件を満たす職に就業していることを併せて確認する)、支援金の支給を受けた者が次の区分に応じた掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳島県及び市町村が認めた場合はこの限りでない。

①全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 支援金の申請日から3年未満に支援金を受給した市町村から転出した場合

(ウ) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

②半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に支援金を受給した市町村から転出した場合

③債権の管理

支援金受給者の債権管理は、支援金を支給した市町村が行う。

④現況確認について

市町村は、支援金受給者の居住継続の確認が必要と判断した場合は、支援金受給者に対し、住民票等居住を証明する書類の提出及び現況確認に必要な調査を求めることができる。

支援金受給者は、上記調査の求めがあった場合は、これに応じなければならない。なお、この求めに応じない場合は、支給した支援金の返還を請求する場合がある。

(3) 支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、支援金の申請情報、支援金受給者の就業先情報及び支援金返還対象者に関する情報について、徳島県と共有することとする。また、徳島県は、「徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業実施要領」第7に規定する創業支援事業に係る交付決定や取消しに関する情報について、市町村と共有することとする。

(事業費の負担割合)

第5 事業費の負担割合は、次のとおりとする。

(1) 移住支援金及び就職応援金の負担割合

移住支援金及び就職応援金の財源については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとする。

(2) 事務経費

移住支援金及び就職応援金の支給に係る事務経費は、市町村が負担する。

(協力)

第6 徳島県と市町村は、移住支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、移住支援事業の実施に必要な事項は、徳島県と市町村が協議して定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。